

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金について 【コールセンター開設のご案内】

電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯(住民税非課税世帯等)に対して、**1世帯あたり5万円**を支給します。

■ コールセンターを開設します

制度全般や手続きに関する問合せに対応するため、下記のとおりコールセンターを開設します。

福岡市価格高騰緊急支援給付金コールセンター

TEL 番号 : 0120-018-092

開設日 : 令和4年10月12日 (受付時間:平日9時~18時)

※ 11月下旬の支給開始を目途に準備を進めていますが、確認書送付及び申請受付開始時期につきましては、決まり次第、市ホームページなどでお知らせします。

【市ホームページ】

https://www.city.fukuoka.lg.jp/fukushi/kyuhukin/health/seikatukonkyu/kakakukoutou_kyuhukin.html

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の概要

1 支給対象となる人(主な要件)

基準日(令和4年9月30日)に住民基本台帳に記録されている人で、下記のいずれかにあてはまる世帯の世帯主

- ① 住民税非課税世帯 (世帯全員の令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯)
- ② 家計急変世帯 (予期せず令和4年1月から12月までの家計が急変し、
「住民税非課税世帯」と同様の事情にあると認められた世帯)

2 給付金を受け取るための手続き

① 住民税非課税世帯

- ・市から送付される支給内容や確認事項が書かれた確認書の内容を確認し返送
※令和4年1月2日以降に転入された方がいる世帯など、申請が必要な場合があります。

② 家計急変世帯

- ・申請書に必要事項を記入の上、必要書類を同封し郵送で提出
※様式等は、受付開始時に市のホームページに掲載します。

3 手続き期間

- ・令和5年1月31日まで